

Title	崎東崎西考
Sub Title	
Author	中島, 竝(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.1 (1924. 6) ,p.71(667)- 114(710)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240600-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

崎東崎西考

崎玉今、埼玉に作り、崎玉に作らず、是俗に崎玉は山無き郡なりとて、土に従へる者にて、其他に根據ある者に非ず、江戸砂子に崎は非なりなど云へど、古を知らぬ説なり。古人に埼に作れる者無く、埼に作り初めしは、徳川氏前後よりなるべし。此考は古の崎東西崎兩郡を説く者なれば、猶古に従ひて、今の字を用ゐず。又現在の町村名は、町村制實施以來、分合變改甚多くして、古を考ふるに便ならず。故に此考用ゐる所の町村名は、皆武藏風土記稿所載の名に従へり是亦讀者の豫此意を諒せんことを望む

崎玉は武藏の大郡にして、南北は十二三里に達し、東西は廣き處四里に近かるべし。今の世には此最廣き邊より横に断ちて、南北兩郡に分けられければ、南北も東西も大方釣衡を得て、相等しきに近けれども、古は之を縦に割きて、崎東崎西と稱したれば、西郡共いと、狹長となりて、中にも崎西は遙に南北に延び、崎東の長さに倍するばかりなりき。かく分けられしが、いつの代なりしか

は、明文なければ、詳には知難けれども、鎌倉時代より前なりしは、頼朝が下文にも見えて、初より然言はれたれば、其頃むねと行はれし名稱なりし事、論なきなり。但當時の文書記録に、埼西と云ふ方のみ多く見えて、崎東といえるは、さばかり聞えぬより、世に埼西といへるが、やがて埼玉郡おしなべての總稱なりしにはあらざりしか、と疑ふ人も出で來れり。されば新編武藏風土記稿の埼玉郡靈說に、「中古以來大郡トナリシカハ、埼東埼西ノ二區ニ別チシニヤ。埼西ノ唱アルヲ以考レバ、埼東ノ唱モアリシナラン、多摩郡ニ多東多西アリ、入間郡ニ入東入西アルニテモ推シテ知ルベシ。サレド中古押ナベテ埼西ト呼シニヤ。東鑑壽永三年正月三日ノ條ニ、武藏國崎西郡大河戸御厨内八條郷ト記ス、今八條村ハ當郡ノ内ニテ尤東ニヨリタレバ、埼東トモ號スベキ地ナルニ、猶埼西ト唱ルニテ察スペシト云ヒ」又武藏國の建置沿革の條にも、鎌倉將軍時代を説て、「此頃久良ヲ海月トス、多磨ヲ分チテ多東多西トス、埼玉を埼西トス男衾ヲ小衾トス」と、一定埼玉全郡と埼玉と云ひしかの如く云へれど、此は少し言ひ過ぎにて、多東多西入東入西を例に、埼玉をも崎東崎西の二區に別ちじかと推したる迄は當れり、されど大河戸八條を引きて、埼西を全郡の總稱なるべしとまで、言ひ切れるは非なり。此は其も於位を見違へたりしが、誤會の根本にて、其實八條郷は郡の尤東にはあらず、最南の方なるを、偏に東とのみ思ひ込みしかば、西といふ心往かす。さてさる僻言

にも及べるにてあるべき。若し正しく方位を以てのみ言はゞ、嶺南とこそ云ふべきなれど、當初は崎東崎西と縱に割て、嶺南嶺北と横に分けられねば、よし大河戸八條は、郡の南方に在りとも、此縦に割られし郡の西側に在りたれば、自然に崎西の方に組入れられたるにて、其の所在の、郡内南部に在ると否とに拘はらざるなり、かゝる見易き理をも考へ得ずして、大早計にも、崎西と云へるが全郡の總稱ならんと思ひ取りしは、速断の譏兎る可らず。若し又崎西と云ふ名のみ世に聞えて、崎東と云ふが知られぬ故に、崎西といふを、押なべての稱ならんと疑はゞ、今は武藏に入りたる昔の下總の葛飾郡に、葛西と云ふ地あるは、風土記稿の編者等も、存知の前ならずや。葛西と云ふ名は、いさゝか地理歴史を知れる者も、知らざる事無からん。されど葛東といふ名は何如。（仙覺が萬葉の解には、ふとる川の西を葛西郡、ふとる川の東と葛東郡と言ひ分けたれど、事實に於ては、余寡聞にして未だ葛東郡とある文を見ず）葛東といふ文は知らずとも葛西は葛飾郡の一部分にして、全郡の總稱なるべく思ふ人は無かるべし。此理を推しても、是のみにては、崎西といふ全郡の總稱とば思ひ取らる可らず。況して崎東といふ稱も、當時正しくありしをや、然るにかかる疑の起に至りしは、恐らく他に故こそあるべけれ。其は世に崎西の稱に、私の字、私市[。]の字を用ひ、又は崎栖[。]、騎西[。]など、取り取り書き做せるがありて、文字の一定ならぬより、此は埼玉郡の西部といふ意には

あらで、別に意義あるべしなど考へなして、終にはあらぬ説の出で來にけん。さらば先づ是等の文字どもを説き破りて、さて後にこそ崎東崎西の説は立つべきなれ。

そもそも、崎西に、私の字私市を用ゐ初めしは何人ぞ。想ふに中古武藏の武門に七黨あり。此七黨の外に又一黨、之を私の黨と云ふ。（世に私の黨をも、七黨の一の如く思へる者あり。されど細に云へば然らず。七黨は小野妹の横山、猪俣、平姓の村山、野輿、有道姓の兒玉、丹治姓の丹、日奉姓の西、合て七黨、皆同姓黨を爲す者にて、私の黨と同からず）私の黨は崎西の黨なり。是や私の字の用ゐ初なるべき。凡そ黨など言ひ初めしば、彼等武人が、己が向き／＼心の儘に言ひ立てしにて、固より朝廷の關から知らせ給ふ所にもあらず。何知なる文字を用ゐんも自由なるべし。さて崎西の武人が、我が部屬を、他の部屬と分くる爲に、私の黨と付けたりとて、誰の綺イロひもあるべからず。されば崎西といふを標示せんとて、私の字私市の字を借りたるまでにて、其他に意ありとも心得られず。私は公の反面にて、朝廷を、ホオヤケと申す裏に、後宮をキサキマチと申すが、古の稱なり。オホヤケ即ち公なれば、公の反面なる私は、自からキサキマチと讀まるべきなりされば古に后妃部キサキベと私部ホシベと書きたる例、和名抄國郡部鄉名に處々見えたり。此例に準すれば、私はキサイと讀むべく、私市の二字は、キサイマキとも讀まるべし。（中古以後キの音をイニ轉じて、皇后宮をキ

サイノミヤと申すが讀如なり)故に私の黨は即ち崎西の黨なり、訓を借りたるのみ、他意あるにあらず。而るに風土記稿は此意に通せず。騎西町場の條に、淺はかに、も説をして立ゝ云く、「土人説ク所ニヨツテ按ズルニ、此邊郡ノ西ニアルヲ以テ、騎西ト號セシナラン。當國七黨ニ私市黨アリ、此邊ニ住セシ故、在名ヲ以テ黨ニ名付シナラン、私市ト書コト其故ヲシラズト雖、此地久シク繁昌ノ地故、私ニ市ヲ立シコトナドアリテ、私市ノ字ヲ用キ、唱ハ舊ニヨリテキサイト呼シガ云々」と此説當れりとも覺えず。若し果て然ならば私市の名は、唯騎西町場一處にのみ用ゐらるべく、他處には通すべくもあらぬに、其實私市の黨の人々は、騎西町場の住人ならで、騎西町場よりは一人の武士出たるを聞かず。私の黨の人々にて、最早く世に知られたるは、平家物語源平盛衰記に見ゆる河原の太郎次郎兄弟兩人、私の黨の旗頭と聞ゆる熊谷直實、是等の外に出づ可らず、熊谷は人も知る大里郡の在名、元來崎西郡の人に非す。河原は郡内なれど、南北二村あり、皆忍領に屬し、騎西町の北三四里を隔てゝいさゝか騎西町に關係無し。(南河原村に古墳あり、之を太郎次郎が遺跡と稱す、此は風土記稿も之を認む)騎西町附近にも、山根城とて、古城跡無きにはあらねど、此は足利中世以後の者にて、さしも古き遺跡にあらず。されば鎌倉時代に、私の黨私市の黨と云はれし武士は、必しも此處の在名を名告りしに非ざる事知るべし。唯相州兵亂記松山の「哀口惜キ次第カナ此人衆

ヲ空ク歸ランモ無念ナリ、小田原衆ノ籠リシ小城ハナシャト問ヘバ、私市ト云處ニ城アリテ、小田助三郎ト申人、小田原へ申通ルナリト答ヘケレバ、則押寄、一日一夜責戰フ、是ハ成田長康ガ二男ナリシカバ、成田下總守ガ方へ勢ヲ遣シ、城中五十騎計籠リケレバ、終ニ打負ケ自害シケレバ、則城ヲ燒拂テ、松山ノ返報ナリトテ、上州へ歸リ云々とある、此の私市の城は、正しく騎西町塙の東なる山根城なり、山根城は根古屋村にあり。されば風土記稿根古屋村私市城蹟に、土人所藏せる舊記に「山根城ハ太田道灌築キ、城主本間彌九郎夫ヨリ小田大炊助、小田助三郎居城タリシ」と、又甲陽軍鑑云々永祿五年三月、上杉輝虎、成田長康ガ次男小田助三郎頼興ガ籠リシ私市ノ城へ押寄、一日一夜攻戰云々と云より。城主の名も城の名も符合すれば、此私市の城こそは、確に根古屋村の山根城、俗に所謂騎西の城なれ。（此城道灌が築きしにはあるまじけれど、かく云はるゝは故あるべし。後世はかく忍の成田が支配となりたれど、當初は管領方の城にて、上杉性順長尾昌賢等が築きしならん、鎌倉大草紙に、「成氏ハ武田右馬助、里見、築田、一色宮内大輔、島田等ニ、三百餘騎ヲ指添、埼西城ヲセメラル、上杉廳鼻和、長尾左衛門、武州七黨ノ兵共、康正元年十二月三日、切出防戦ヒケルガ、上杉方打負引返シケル、同六日、御所方ヨリ寄手、痛ク攻ケレバ、終ニ城ヲセメラトス、上杉衆數百人討死敗軍ス」とあり埼西城は此外の城とは思はねば前の私市の城にて、廳

鼻和性順長尾左衛門昌賢等籠り居しを、成氏菖蒲の城に居り、御所勢を率て之を攻め落し、跡に誰を据ゑけん、知られねど、是より御所方に歸しぬ、後には此城も菖蒲の城も、皆成田が下に入れり、さらば此城は菖蒲城と相前後して成りし者なり（されど私市の城と云へるからとて、必しも此城とも定められず、鎌倉大草紙に、古河に野田、關宿に築田、私市之佐々木、其外那賀結城、何れも無二の御所方にて云々とある、古河公方成氏が時の事にて、此私市は騎西町塲を指さす。騎西を南に一里餘隔てたる菖蒲領新堀村の菖蒲城是なり。此城主佐々木氏は、佐々木六角の一族とかや。）

鎌倉奉公の者なりしが、鎌倉敗れし後、古河御所の前衛として、岩槻の太田に對立し、此地に居城せし者なり。風土記稿菖蒲領新堀城蹟に、「村ノ巽方ニアリ、今陸田トナル、段別凡一町餘、村民五郎右衛門ハ、モト佐々木ノモノニテ今ハ大塚ヲ氏トス、其家系ヲ見ルニ、康正二年丙子五月五日、足利成氏ハ臣金田式部則綱ト云者、當城ヲ築キテ菖蒲ト號シ、爰ニ住セリ」と、鎌倉大草紙に、「足利成氏、武州府中ノ軍敗レテ當時ニ退キシコト見ユ、金田は本姓佐々木、子孫源四郎秀綱、成田下總守氏長ニ屬シ、天正十八年沒落シテ、ソレヨリ廢城ニナレリ」とあり。（近年耕地整理と號し、盡く高地を崩して低地を埋め、此城跡全く舊形を存せず、其時板碑なども出でたりとか、今殘れるは唯舊地名のみにて、物見塚、宿、横宿など云ふ小名ありといふ）又同領戸ヶ崎村に、「戸ヶ崎村ハ菖蒲領、

ノ、元村ナリト云々、足利義氏ノ臣佐々木温久ト云人ノ領ナリシト傳フ。」又同領白岡八幡社に、社傳に云、當社は建久六年、右大將賴朝の命によりて、鬼窪某奉行して造立し、この邊にて百餘貫の社領を寄附せざりしが、永享年中、當郡新堀村の城主佐々木某、社領を沒收し篠津白岡兩村の内にて、纔に十二貫文の地を寄附せしが、是も戰國のころ次第に衰へ、いつしか失せり。又騎西領鴻莖村壽昌寺に、「寺傳ニヨルニ、當寺ハ相州鎌倉長勝寺佛燈禪師ノ開闢ニシテ、寺領七百石アリシガ、永祿元年、新堀ニ村住セル佐々木某、當寺ニ狼藉ヲナシ、住僧ヲ殺害シテ、寺領ヲ奪取リシヨリ云々」などある、傳說區々にして、盡く信ず可らずと雖、佐々木の菖蒲領新堀村に居城せしは一定にて、此領分を菖蒲領とは云ひしなり。(鎌倉大草紙に、享徳四年六月、成氏爲_{ニ退治} 上總介範忠京都の御教書を帶し、御旗を賜り、東海道御勢を引率、鎌倉へ發向す云々、成氏は武州せうぶに落着、敗軍の士卒を集、總州下河邊の城に被籠_ノあり。せぶうは即ち菖蒲にて、此新堀村の城を云ふ、下河邊の城は古河城なり、古河城修繕未だ成らぬ間、成氏一時此城に居り、騎西の城を攻め落し、さて後古河城に移れるなり。又相州兵亂記_{國府臺合 戰の條}に、「義明大ニ怒ツテ、如何様味方ノ兵共、臆病ニテコソ負ケツラヌ、イデ_ク義明先ガケシテ、強勢ノ程ヲ、汝等ニ知ラセントテ、先ガケシテ打出ヅ」云々、佐々木少府二郎以下馬廻二十四騎、馬を揃へて驅出たりとある少府も菖蒲の通音にて、少府二

郎即ち菖蒲二郎、菖蒲城の佐々木が次男なるべし。義明は成氏の孫、生實御所と云はれし人なれば、佐々木の次男が馬廻りたりしも、ふさはしかるべし、佐々木の菖蒲に居城せる事益々明なり。)されば私市の二字を用ゐしからとて、必しも騎西町場を指さず、又強ち古書の證としては引き難きも、結城家譜に、文和元壬辰閏三月二十八日、於武州若林(苦林の誤)之合戦時、直光抽諸軍馳參、而初合戦得勝利、復將軍之本意、其時忠賞、房州一國、武州阿陀知郡、同私市莊云々と見ゆ、騎西町附近に曾て私市莊の名を聞かず、若し私市莊はやがて騎西庄なりといはゞ、其は反て岩槻町附近に在り。此は果して事實なりや否やを知らざれども、私市と云へるが、必しも騎西町場に非ざること此の如し。之を要するに古騎西町場の事、一向世に聞えず、稍知られ來しは、足利中世以後のみ。さて私の一字のみなるは、言ふもさらなり、私市とあるよへ、騎西町場のみを云はざる事明なれば、騎西町場にて、私に市を立てけんといふが如きは、破らでも自から破れつべき僻案なり、又崎栖など書けるは、事を好める僧徒等が、兎角世に用ゐる文字は俗なりとて、何歟仔細ありげに、本來の意義にも拘はらず、音の通へるまゝに、假借して使へるにて、二荒山の二荒を、字音に引廻はして日光と書き、若王子をもちりて、寂光とものせる類なり。固より正稱にもあらず、常用にもあらねば、置て論せずして可なるべし。(葛西は笠井と同讀なり、さて葛西氏後世笠井氏となり、遂には葛

西地方を笠井と云ひし例あり、葛西金町吉祥院所藏淺井彈正少弼長吉が文書に、笠井卅三郷之内云々とあり、笠井は即ち葛西なり。兎角古人は字を用ゐる事自由なり、今の制を以て古を律し難し。又騎西の字は、世に多く用ゐられたれど、崎西の義明ならずなれる世に、何故崎西と謂ひしか、其故を知らずして、騎西町塙邊より用ゐ初めし字なるべし。後には騎西郡と用ゐたるもあれど、大方は騎西領と云へり。想ふに騎西町塙の、崎西と謂はれ初めしは、崎西の明神鎮まります故からにて、崎西の明神とは、崎西郡の總鎮守なる久伊豆神社を申せるなり。(現在騎西町鎮座の玉敷神社は、明治以前までは、久伊豆大明神とのみ稱へしが、式内にはさる神社なく、此社郡内各村久伊豆社の總本社なるにより、式内玉敷神社は是なるべしと考證せる者あり、維新以後此社のみ玉敷神社と改稱し、各村の分社は、今に至りて舊稱を襲ひたれば、今は本分社の名一致せず、後日或は一疑案となる日無しと云ひ難し。)されば今に至りて、此社に詣づるを、崎西の明神に參るとは言ひ慣はせり。(十方庵の遊歴雜記には騎西大明神とあり)さて人々崎西の明神、崎西の明神と申すより、自然明神の立たせ給ふ地を、崎西といふ事になり、後世崎東崎西の區別なくなれる世に、いつしか騎西などいふあらぬ文字に書き換へらるゝ事とはなれりけん。(或は云ふ、明神の舊社地は、騎西町の北正能村にありと、崎西は廣き名なれば、何處にありとも可なるべし、必しも一處に拘はるべからず)

かゝれば崎西は、埼玉全郡の總稱にも非ず。又騎西町場一處の稱にも非ず。自から埼玉郡の西半部の義なる事、言ひ爭はん餘地無くて、風土記稿も、總說にてこそさしも言ひ試みたれ、固より定論にもあらざれば、各村の條々には、堅く其說を持する事能はず、却て總說の根據を覆すべき多くの反證をさへ擧げたるを見る。されば岩槻領慈恩寺觀音堂の燈籠天正十七年五月の銘に、扶桑國關以東武州路崎玉西郡岩付云々とある、此西郡をば何とか解すべき。西郡は東郡の對稱なり、東郡無くして西郡あるべきかは。崎西郡は埼玉西郡の略なり、崎西いかでか埼玉全郡の總稱なるべき。又鷺宮村鷺宮神社文祿四年の棟札に、御神領之事云々、崎西郡之内大室辻村、是は永祿三年庚申、越後國主長尾景虎出張の刻相違すとある、鷺宮村は崎東郡に在りて、神領は崎西郡にも跨りしが、崎東の方は相違無かりしかど、崎西の方は相違したりしを、言ひ分くるとて、崎西郡の内云々と言ひしにて、崎西と云ふがやがて全郡の稱ならば、かくは決して云はるまじきなり。是亦崎西は崎東に對する稱なる事を證すべし。されば是等の文のみを以ても、崎西は全郡の稱ならぬ事、推して知るべきに非ずや。而るを況や崎東郡とある文をさへ載せられたるをや。鷺宮村鷺宮別當大乘院の古鐘銘に、奉勸修武州崎東郡太田御庄鷺宮大明神神宮寺之鐘一口、永仁太才丙申十一月八日、聖人妙阿、大願主西願、又羽生領堤村延命寺の古鐘銘に、武藏國崎東郡羽生北方堤村延命寺とある、(延命

寺の鐘の年號知らねど、堤村は古村にて、此鐘も足利時代を下るものに非す）是確に崎東郡である明文なり。崎東の明文ある者僅に此二に過ぎざれども、崎西の稱に對して思半に過ぎる者あり。鷺宮は太田庄の中央部にして、堤村は同庄の北方、此邊一帶埼玉郡の東部にして、崎東といふに協ふべく、想ふに太田庄の南方より北方に至る、庄内の大部分を以て崎東郡と稱しつる事、殆ど疑を容れず、かゝる明文さへある者を、最南なる八條郷を、最東の地と僻心得して、それを根據に、明文を抹殺して、強て崎西を全郡の稱に充てんとせし、風土記稿編者の速斷こそ心得られぬ。但太田庄は百八十餘村に上れる大庄にて、崎東崎西兩郡に亘り、崎東は唯其の大部分たるに過ぎざれば、崎東と云はんより、太田庄と云ふ方、世の聞き耳よく、昔より早く知られつる地なれば、常には太田庄とのみ言ひ慣れて、崎東郡と云はるゝ事は、反て多からず、さて郡はありながら、大方知られずなれるにて、是ぞ疑案となれる起因なるべき。

かくて當初に崎東崎西の兩郡ありとして考へんに、其の境界は何處に定めたりけん。今は何等の記録も留めねば、詳に云々なりきと言ひ切らん事、何人かは能くすべき。されど境界なき郡はあるべからず、之を見出さざらん限り、有りとはいへど無きに均しかるべし。さらば知り得る限り今少し之を説き試みん。然るに此處に大きな一の故障あり。其は同じ埼玉郡にありながら、古文書記

錄に一も崎東崎西の分別を見出さぬ地方あり。此は其も崎東なりや、崎西なりや、此事決せざれば境界は言ひ難し。方位より觀れば、崎東とも云ひたけれど、細に之を考ふるに、崎東にも崎西にもあらず。恐らく古は埼玉郡内にあらじ。されば之を取り除けて後にこそ郡界は始て言ふべきなれ。其他は太田の庄の南に當り、新方庄と云ふ。太田庄と接近すれど、其間に古隅川と稱せらるゝ一條の細流あり。隅田川は古武藏國と下總國との界にありし事、伊勢物語古今集等に明文あり。此川今は殆ど根も無き田川の流なれど、昔はさるべき川筋にて、在五中將の名にし負はゝの舊跡にはあるまじげながら、隅田川と云はるゝは、武總兩國の界なく利根の古川跡なるべく、又新方庄の五十ヶ村には、五分の四までは、下總の一の宮なる香取神社を鎮守として祀れる等より考ふれば、此は必定下總國葛飾郡の一部にて、いつの世にか早く河道の變遷に因りて、武藏國埼玉郡に組入れられし者なるべく、利根の河道の變遷に因り、下總より武藏に入りしは、獨此一庄のみにあらず、今武藏に屬せる葛飾郡一帶皆是なれば、此五十ヶ村は、最古く武藏に入りて埼玉郡に屬したる者にてぞあるべき。されば此一庄を取り除けて言ふべきなり。(此事別に考あり、文長ければ此に贅せず)さて此一庄を取り除くれば、太田庄の南界は、東柏壁より、古隅田川を界として、西岩櫻に至る、是太田庄の南界なると同時に、又蓋崎東郡の南界なりしならん。此線を南界として、東の方に廻れば、

古利根川を隔て、對岸は皆武藏の葛飾郡にして、所謂る新武藏なれば、境界線は紛ふべくもあらず。唯鷲宮村より東栗橋に至る其間には、舊河道の塞りて陸地となりし處あれど、今に至りて舊堤猶存し、郡界其儘残りたれば、さしも知り難き境界に非ず、栗橋より北、渡瀬川に入りて、下總の古河城西に至り、(此間利根の舊河道なり)大屈曲して上野國境に接し、國境に沿ひて、西利根川に入る、(此間の利根舊河道も多く閉塞し、僅に舊堤を存す)是より北、川俣須賀邊に至る、其間皆國境を以て界線とすれば、知られざる所無し。川俣は昔利根支流の分れし處にして、太田庄の最北に在れば、崎東の郡界も、此地を越ゆる事無かるべし。かく崎東の南北東三界は、大抵利根に包まれて、古今の狀態は變るとも、其の大體は知り難からねど、獨西界に於ては、壞地相接し、其間に何等天然の境界線を標示すべき者あらざれば、今日より之を見出さん事、實に容易の業に非ず。唯幸なるは、此に一の崎東崎西兩郡人民の歸向に相違あれば、之をたどりて知るべき者あり。崎東人は多く鷲宮を崇敬し、崎西人は主として久伊豆を崇敬し、各奉する所を同しくせざるが故に、西界線上、此兩社相對立せる處は、やがて兩郡境界相接する地なるべく、此に由りて推し知らるゝ者亦少なからず。かくて崎東は太田庄外に出でたりとも見えざれば、太田庄の南方百間領の二十六ヶ村、(新方袋一村を除て數ふ、此は新方庄に入るべきものなればなり)兩川邊領の二十三ヶ村は、論無く崎

東の内に入るべく、又兩郡境界相觸れざる八條領、越ヶ谷領（大澤一町を除く）菖蒲領、忍領の全部は、當然崎西に屬すべく、何の混淆をも患へざれども、唯岩槻騎西羽生の三領は、所謂る犬牙錯綜の地とも謂ふべく、彼此を分つに稍難きのみ。但岩槻領の北部は、鷲宮久伊豆兩社の對立あれば、亦さしも分別に心痛からず。畢竟騎西領の東部と、羽生領の西南部とには、いさゝか不明の處あるを免かれず、されば八條郷の崎西に屬するを以て、直に崎西を郡の總稱の如く思ひ取るは、思ひ取る人の考へ至らぬにて、東西二郡に分割すれば、八條の自から崎西に屬すべきは、疑案とするに足らざるなり。』

今更に明文あるものに就て之を考ふるに、昔大河戸御厨と云ひしは、埼玉足立の兩郡に跨り、地域廣闊にして、八條郷は其一部分たりき。吾妻鏡元暦元年正月三日奉^レ寄御厨家合一處、在武藏國崎西足立兩郡内大河戸御厨者、又建暦三年五月十七日先次郎左衛門尉政宣所領、武藏國大河戸御厨内八條郷、又建久五年六月晦日於武藏國大河戸御厨、久伊豆宮袖人等喧嘩出來之由、有其聞云云などある、是大河戸の崎西に係れる證にして、崎西なればこそ崎西人の奉祀する久伊豆社の神人の喧嘩もありしなれ。八條領は古の大河戸御厨内なれば、今に至りて皇太神宮と稻荷社とを鎮守とする者多く、又崎西に屬すれば、久伊豆社を祀れる者猶四分の一あり。されど一も鷲宮を祀れる者無し。是此領の絶て崎東に接せざる

が故なり。次に越ヶ谷領も後世にはあれど、鉤上村慶長の檢地帳に、武州騎西郡越ヶ谷之内鉤上と題せる由、風土記稿に見ゆ、是昔の名稱を襲踏せる事明にして、昔より崎西郡なりし事知られたり又領内四町野村に、同村及び越ヶ谷、大澤、瓦曾根、神明下、谷中、花田七ヶ町村の總鎮守と稱せらるゝ、稍大なる久伊豆の古社あり。其外久伊豆社を祀る村と、他社を祀る村と相半すれど、又一も鷲宮を祀れる者無し。是亦崎東と關係無き故なり。かく崎東といさゝかも地域を接せざる地方は皆鷲宮に何の關係なきに、岩槻領に至りては、大に前の二領に異なり。城下を騎西庄と稱し、又城内鎮護の爲めにも久伊豆社を祀り、崎西なる色彩は鮮やかなれども、領内には鎮宮を祀る村、一にして足らず。近く元荒川一水を隔てたる對岸は、崎東に屬するが故に、自から事情を異にせざるを得ざるなるべし。抑此岩槻を、關東古戰記には太田道灌の築きしが如く云ひ、土人も今に至りて然く信じ居れども、其實はそれより以前に早く開けし地にて、其名も岩の如く固く築きたる故に、岩築といふなどの俗説もあれど、古人は多く岩付に作り、必しも岩築に作らす。久く扇ヶ谷上杉の領分にて、其老臣太田家の預れる所なるべし。鎌倉大草紙に永享十二年結城合戦の時の事を記して、七月一日、一色伊豫守、武州北一揆を相語らひ、利根川を馳越て、武州の須賀土佐入道が宿城へ押寄、悉く燒拂ふ云々、修理大夫持朝此由を聞て、岩付より後詰の人數を出しけれ共、軍は退散しけ

れば、又引返し給ひけるとあり、又其後長祿元年四月に、太田備中入道道真（道灌の父）の此城を取立てし事を記せり。されば此處は古くより知られたる地にて、太田道灌が時始て開けたるに非ず。鎌倉時代に在りては、澁江と云ひ、七黨の内なる野興黨の澁江氏此に居りき、されば今も岩槻の内に澁江町といふ地あるは、其遺名なり。澁江は中古の郷名にて、此邊廣く澁江といへり。常陸國大寶八幡の所藏に古鐘あり、其は本此地の平林寺の鐘にて、其銘に、武藏國崎西縣澁江鄉金重村金鳳山□□□寺、嘉慶元年丁卯、開山石室叟善玖とありといふ、是其明徵なり。（金鳳山は平林寺の山號にて、□□□の三缺字は、平林禪の三字なるべし、いつの世にか此鐘を盜みて賣るとして、寺號を削り隠したるならん。平林寺は道灌が二三代前の祖先某が、鎌倉建長寺の石室和尚を招きて開基せし者なれば、太田氏の岩槻を知れるは、道眞道灌以後の事にあらず。さて此寺は元祿年間、松平伊豆守岩槻より川越へ移封の時、川越領内に移し、新座郡野火留村に在り、されば今は平林寺と云ふ地名のみ残りて寺は無きなり。）此地往古は鎌倉より奥州白河へ下る道なりしかば、重要之地にて、昔より武士の住へる處なり、其後上杉の手に入りては、要害などをも構へたりけん、御所方管領方の爭となりて、道眞此地を取立てゝ城となし、川越江戸と連絡し、御所方の南侵を防ぎたる者なれば、城下近く手の届く處は取入れて、防戦の備とし、崎西より崎東にまで手をさし伸べ、領内を廣めな

れば、岩槻領は二郡に跨り、自然に久伊豆社を祀る者と、鷲宮を祀る者とを混するなり。戦國の世には、力のあらん限り土地を廣むるを勝とすれば、岩槻は新方庄にも入り、足立郡にも及べり。郡制の破れしはさる故なり。さて崎東は岩槻を南界としたれば、岩槻城以北に於てのみいさゝか混淆あり。其れ將兩社の對立あれば、兩郡の界を見出さん事、さしも難からず。(岩槻町の北、元荒川一條を隔てゝ辻村といふあり、此は騎西庄箕輪郷なれば、崎西の内なるべく、それより西は多く久伊豆社を鎮守とする村々立續きたれば、其方は崎西なり。辻村より北に、上野村あり、此村は鷲宮を鎮守とす、されば此村を境とし、其北東は崎東なるべく、中には鷲宮を祭らぬもあれど、相對せる西側諸村の悉く久伊豆社を祭れるに反し、東側諸村は、岡泉村を初とし、其西北他領へ掛け、上田野、下野田、高岩、寺塚、諸村皆、鷲宮を祭れり、是舊兩郡の境界線なり。)岩槻領の西北界實ヶ谷村に久伊豆古社あり、其の應仁二年の鷲口は、後世高麗郡新堀村聖天院に藏せらる、其銘文に久豆御寶前鷲口・願主衛門五郎・武州崎西郡鬼窪郷佐那賀谷村とありといふ。此村崎西郡なれば、久伊豆を祭れるも理なり。此邊昔は廣く鬼窪郷にて、隣村白岡八幡宮の鷲口にも鬼窪とあり、白岡は菖蒲領に屬す、此八幡宮も古社にて、其鷲口の銘には、武州崎西郡鬼窪八幡宮鷲口、享徳五年八月十五日、聖秀尊とあり。此白岡より西、菖蒲領全部は、毫も崎東に觸るゝ所無かりけん、一も鷲宮を

祀れる村無し。されば一定の崎西にて、領内柏間にも崎西の明文あり、風土記稿に載する所の康暦三年の古文書に、鳩井美濃義景申、買得地武藏國崎西郡柏間郷内笠原村。樽井在家田畠一町三段事云々、又慶永六年の文書に、鳩井美濃三郎入道淨景申、武藏國崎西郡柏間郷内政所石程島沼尻三ヶ村事云々と見ゆ。笠原は柏間の隣村、此名最も古く、日本書紀に見ゆる笠原直は、此處の人なるべし。而るに後世は小さくなりて、柏間郷の内に入り又菖蒲領の内に入れり。又同領小林村には、少し後なれど、寛永八年の水帳に、崎西郡菖蒲庄と題せりと云ふ。凡是等の文、崎西郡を表して、明々白々なる者なれど、是より北東騎西領羽生領には、明文ある者多からず。騎西領には、唯鷺宮文錄四年の棟札に、崎西郡之内大室辻村（ヨケボリ）とある文のみ、かく大室辻二ヶ村は、崎西なる明文あれど、其他に明文なし、されど其の岩槻領に接する邊は、多く兩社對立にて、一二村を除く外は、所屬知り難からず。(騎西領の最南は、篠津村にて、篠津以北、除堀（ヤギウ）、野牛、青柳、江面（エヅラ）の村々相續きて、皆久伊豆を祀り、其間樋口一村のみ八幡を祀れり。されど此は連續しなければ、皆崎西なるべし、其に對し東側は、高岩村の北袋村を置きて、又下早見村に鷺宮あり。されば是も連續したる東側は皆崎東なるべし。是より北は兩本社に近づきたれば、兩社の何れをも崇敬する人あり。鎮守の社の相殿に、兩社を合祀せる村あり、此邊六七ヶ村は、境界甚明ならざれども、今暫く新川の河線を以て界

線^二見做せり。)唯此邊兩本社に近ければ、兩社を崇敬する者入り雜りて、界線の鮮ならぬも亦故無きに非ず。さて羽生領は大部分利根支流の東に在りて、其分は崎東なりし事、勿論なれど、一部分支流を越えて西に出で、直に騎西領に迫れる處あり、此分不明なるを免かれず。されど其内明文ある者二村あり。鎌倉黃梅院文書に、寄^二進黃梅院^一武藏國崎西郡葛濱郷内久下五郎左衛門尉大河戸女子方云々事、右爲^二相模國鎌倉郡小坪殘半分替^一所レ令^ニ寄附^一也、云々、應永四年七月二十日、左兵衛督源朝臣^ニある、葛濱郷の久下は、後の羽生領の久下にて、此文に依りて昔葛濱郡に屬したる事知られ、又此地を在名にしたる武士有りし事も知られたり。此地の東南同領の内に、花崎村^ニあり、花崎は鷲宮を鎮守とす、されば此地境界線にて、久下以北は崎西なるべし。又足立郡南下谷村大行院文書に、武州中崎^ニ内戸崎郷下之事、年行事職可申付之由、儘事候、仍證狀如件、とあり、此明文の如く戸崎も崎西なるべく、久下の西北に在れば、其時當然の事と思はる、かく考ふれば、羽生領の村々も、明文あるは少けれど、さしも込み入りたる處無かりしげなり、かくて忍領は、更に羽生領の西北に在れば、境界全く崎東を離れて、知られぬ筋無く、領内には太田庄の村々猶多けれど、盡く崎西郡にして、凡此領の古文書類皆崎西郡とのみ云へり。それが中に持田村は、由良文書に、治承五年十一月源頼朝が新田義重を郷司と定めし下文あり。下^ニ崎西郡之内襦田郷住人^ニ等、定^ニ

補郷司職事と見ゆ。糸田は即ち持田なり。是最古く見えし明文なり、之に次いで池上村は、忍城木戸門の梵鐘銘に、武藏國崎西郡池上郷施無爲寺治鑄梵鐘一枚、云々、延慶貳己酉年十一月五日とあり。施無爲寺は池上村普門寺の舊稱にて、此鐘彼の寺の鐘なりしを、天正十八年忍城合戦の日、寄手之をはづし來て、陣鐘の代に用ゐしが、棄去りし後、其儘忍城に留まれる者の由、風土記稿に見えたる、延慶は花園天皇の年號、北條貞時の鎌倉に執權たりし時代なり、又次に鎌塚村は、男衾郡本田村教念寺の寄附狀に、武藏國崎西郡鎌塚郷矢野加賀小次郎、同又五郎、知行跡半分之事、所寄附之狀如件、康安二年六月六日、左兵衛督源朝臣とあり、康安は北朝後光嚴院の年號、源朝臣は足利基氏なり。是皆古村にて、何れも皆崎西郡の明文あり。成田郷も成田氏の出所にて、幡羅郡に隣り、早くの世より開けし所なるが、其の上村龍淵寺の陣鈴の銘に、武州騎西郡成田郷太平山龍淵禪寺常住、時大永五年九月十二日とある、古村に似合はず、銘文は新しく、此は足利の末期にて、崎西に騎西の字を用ゐ初めしも、此頃よりの事なるべし。又上中條村常光寺の文書に、武藏國崎栖郡龍智山之事、可爲當門之末寺旨、所定置如件、永祿三年正月三日、天台座主二品親王^{花押}とある、此は益々後世にて、崎栖などあらぬ字を用ゐたり。大方古は皆正しく崎西の字を用ゐ、後世漸く亂れて奇僻の字を用ゐる事となれる事、此に因て知られたり。さて此領も崎東に觸る、事無け

れば、一も鷲宮を祀れる者無し。かく明かに埼玉郡の西半部は、記録文書に見ゆる所、南は八條領より、北は忍領に至るまで、崎西郡と云はざる者無く、東半部は、大抵太田庄と云ひて、崎東郡の明文ある所少しと雖、並曾て崎西郡といへる事無し、是慥に當初判然崎東崎西兩郡に分れたりとする所以なり。且つ崎東に鷲宮あり、崎西に久伊豆社あり、各人心歸向の中心となりて、双方に立分れ、或る處には自然の境界線となり、その祀る所によりて、村の所屬を示し居り、後世や、混雜し、多少の變化ありと雖、大體是を以て推し知るべく、古村は大抵此の如し。是亦兩郡の差にして、余が崎東は鷲宮と總鎮守とし、崎西は久伊豆社を總鎮守とすと論ずるは、是が爲めのみ。(然るに世に多く是等の區別をも知らで、此兩社と混同する者あり、かたはら痛き事なり、私市系圖と云ふ者は、いつの頃出來しやらん。其の初筆に、武州埼玉郡太田庄鷲宮大明神依_レ爲_ニ神人_一姓爲_ニ私市_一云、但不_レ見_ニ姓氏錄_一と書き出せり。かくしどろもどろの筆つきにては、其の所傳の系圖も思ひ遺らるゝばかりなり、鷲宮村と騎西町とは、二里ばかりを隔て、古は崎東崎西の相違あり、今は南北埼玉の差別あり、戰國時代にこそ武力を以て境界を打破り、鷲宮村をも騎西領に入れし事はあれ、其外には何の關係もなく、兩社は依然として、昔ながらに變らぬなり、されば鷲宮の神人、久伊豆の神人も亦自から久伊豆の神人にて、いさゝかも混同する事なし。さるを太田庄鷲宮の神人なるに依り、姓を私

市とすとは、何たる事ぞ。かく誤れる氏姓は、固より姓氏錄には載せらるまじきなり。又江戸往古圖說に、西窪に城山といふ處あり、熊谷直實居住の所と云々、又此邊いづれの屋敷にや、鷺の宮と云有しよし、是熊谷氏神にして、武藏の住人私の黨の祖神也、武州崎玉郡私市之神社也、村上帝の頃、丹治何某大里郡に下向、私の市大夫と號すとあり、かく迄心得違ひせられては、殆ど手の附けやうもなきなり、鷺宮は私市に在らず、私の黨の祖神にも非らず、但直實が姨夫の家なる久下氏には、縁故あるべし。又丹治何某は丹の黨なり、丹の黨は賀美郡を本據とし、大里郡には居らず、熊谷氏に何の縁故があるべき、鷺宮とは全く縁故なし。)

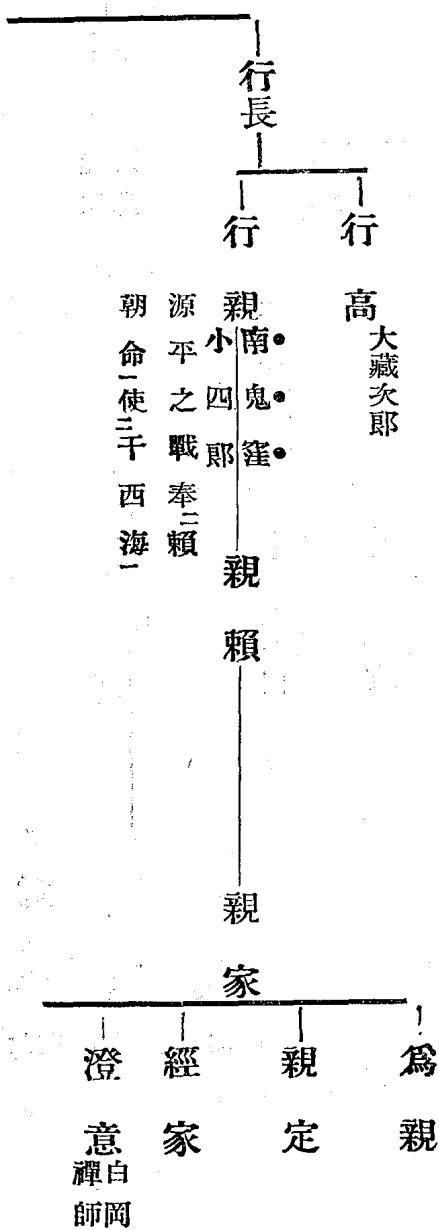
更に之を別種の方面より觀るにも、亦崎東崎西に判然たる區別あり、其を何となれば、崎東は太田の一庄より成りて、太田庄外に出です。太田庄は昔より院の御領にて、他人が私領を混せず。されば庄司たりし太田氏の外、聞ゆる家のあるべき理なく、郡内は太田權守の家のみ獨當時に榮えて處得たりけん、崎西の方は、公領私領入雜りて、殊に私領の方多く、私領の内又幾くつに分れたれば、崎東は一王統治の體あれど、崎西は英雄割據の趣あり、さて武門武士の勢得たる世には、崎東には絶えて世に知らるゝ者ありとも聞えぬに、崎西の方には、反て人物多く、秀郷流の太田氏の日に日に衰へ行くに引換へ、崎西の武士は時を得たり。崎西の武士は、南に野奥黨あり、北に私の

黨あり、秀郷流の大河戸氏も其間に加はり、北一揆の成田氏又幡羅郡より入りて、互に名譽を惜し
み、武藝を勵み、負けず劣らず、競ひ合しは、目醒ましかりし有様なり、それが中に野輿黨といへ
るは、鎮守將軍平良文より出で、關東八平氏の一たる千葉氏と同族にて、千葉忠常の子胤宗を始祖
とし、其孫基永始て野輿六郎と稱し、其子孫遂に野輿を以て黨名とす、當初三世が程は、武總の
間に轉輾し、未だ定居あらざりしが、基永の子三人、行基、賴意、經長、此三人の子孫、皆崎西に
入りて、此處を根據とし、郡内に分住せり。行基の長男、長綱は、多名六郎大夫と稱す、多名は郡内
の地名に非ず、此人は郡内には入らざりけん。(多名は田名に同かるべし、さては多磨郡ならん、多
磨郡の横山黨に田名氏あり、吾妻鏡建保元年和田合戦打死の衆横山の人々、たなの兵衛、たなの太
郎など見ゆ、長綱が子孫崎西に移りて後、横山黨の所領となれる歟)次男定綱は鬼窪六郎と稱し、
三男弘光は萱間六郎と稱す。鬼窪萱間俱に本郡の郷名なれば、是野輿黨の崎西郡内に入れる事知る
べし、鬼窪は岩槻菖蒲兩城の中間に在り、岩槻領の實ヶ谷サナヤ、小久善コクキ、菖蒲領の白岡は、其地に當れ
り、此地古は奥州街道にて、鎌倉往來に便なれば、(此奥州道は白河關路にて、勿來路に非す、但白
河路に二道あり、一は武州府中より、新座郡引又を經、足立郡の大宮より、此地に出づ、今一道は、
府中より豊島郡赤塚より、早瀬を渡り、岩槻に出づ、さて末は何れも高野を渡り、古河小山を下る

なり。此族此地に居りしなり、されば高麗彦四郎經澄が軍忠狀に、去年_{觀應二年}八月、下_ニ給鎌倉殿御教書_一、馳_ニ越下野國宇都宮_一、致_ニ忠節_一事、同十二月十七日、於_ニ鬼窪_一賜_ニ御旗_一畢、同月十八日、自_ニ鬼窪_一打立_一、府中罷向之處云々とあり。此時野與黨の人々も、宇都宮勢に加はりて、薩埵山後詰の軍したりし事、鎌倉大草紙にも見えたり。さて此氏人吾妻鏡正嘉二年將軍進發後陣の隨兵十騎之内に、鬼窪左衛門入道跡民部太郎子と肩書せる者あり、又鬼窪又太郎と云ふ者あり。鬼窪氏他處に聞えざれば、此處の在名を名告りし事明かにして、今に至りて小久喜村に鬼久保を氏とする者あるは、此子孫なるべし。萱間_{カヤマ}は柏間に作り、今は専ら柏間の字を用ゐる、此も吾妻鏡正嘉二年正月六日の射手に、萱間左衛門二郎あり、文應元年正月十四日の射手に、柏間左衛門次郎季忠とあると同人なるべく思はるゝに、又文永二年正月七日の射手に、柏間左衛門次郎行泰あり、此は別人か、又暦仁元年二月の隨兵に、柏間左近將監あり、建長二年三月に、柏間左衛門入道あり。(之を村山糸圖に考ふるに、萱間六郎が曾孫に季直あり、左近將監と注す、想ふに季忠季直は同訓なれば、同人なるべく、季忠初め左衛門次郎と名告りしが、任官して左近將監となるべし、又季直の弟に久季あり、五郎左衛門入道と注したれば、建長二年の左衛門入道は、恐らく此人ならん、又季直の弟泰季の子に行泰あり、二郎左衛門尉と注せり、文永二年正月の射手は、正しく此人なり)以上は萱間六郎が子孫の

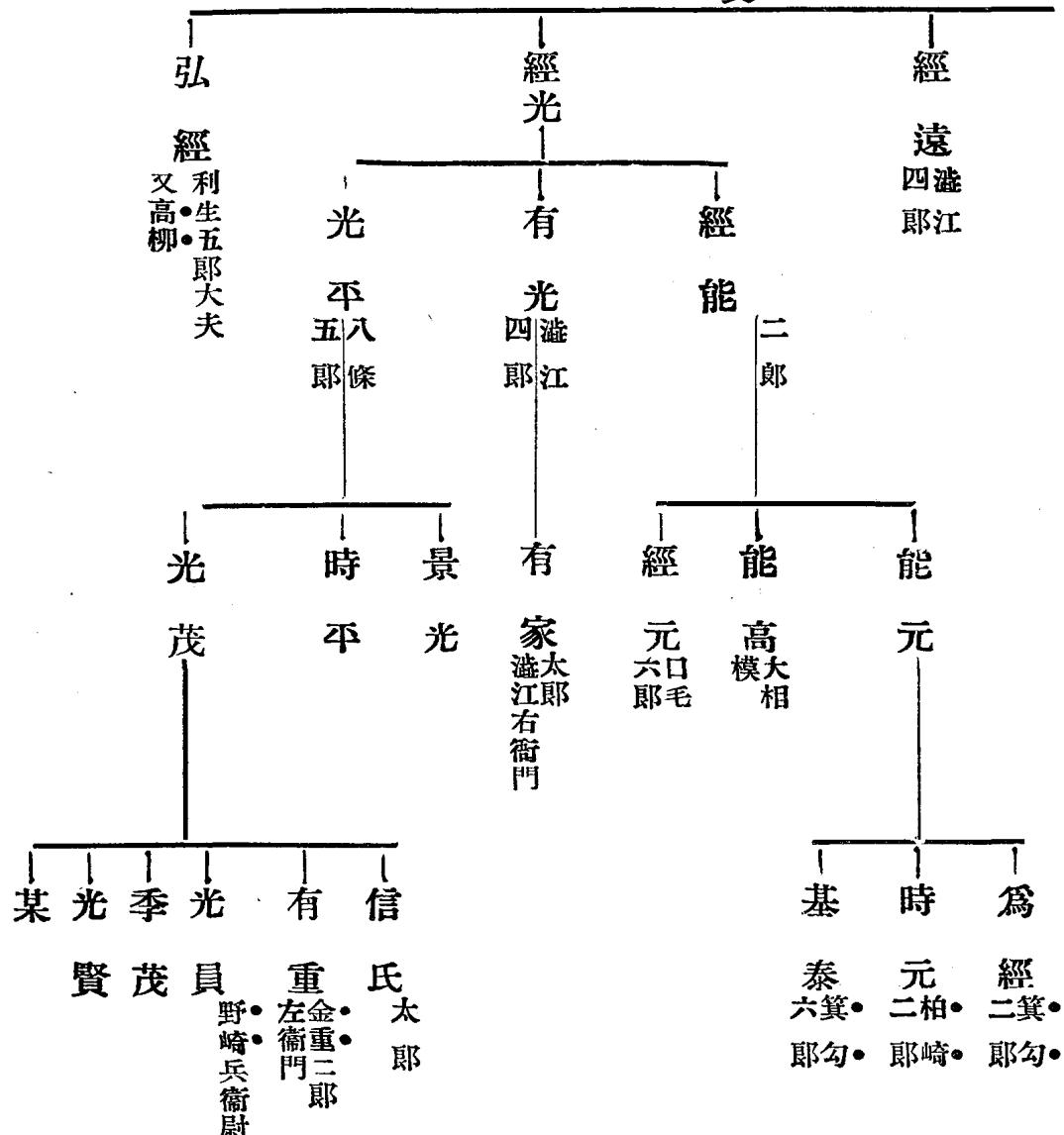
名ある者なり。さて頼意は、系圖に道智法華房と注したれば、自身に道智に住み着きしなるべく、此人後に入道して法華房と云はれけんが、子孫のあるを見れば、元來の道心者に非ず。道智^{ダウチ}或は道知に作り、今は道地に作る。騎西領の北部にあり。此氏人、吾妻鏡建久元年十一月頼朝上洛の隨兵に道智次郎あり。(遠藝系圖湛の下に、武藏國道知二郎妻を、湛依^レ盜^ニ取之^二、日中に湛が家内へ、道知二郎家人七八人、太刀長刀を持って打入、湛に耻を興へんとする間、遠藤右衛門尉爲俊以^二家人^一是を防せて、湛が耻を隠畢と注せり。道知二郎は道智次郎なるべし、其名を缺きたれど、系圖頼意が孫に、眞基といふ者あり、恐らく此人ならん)又承久三年宇治橋合戦々死者の中に、道智三郎太郎あり。(系圓眞基の弟助基に三郎と注し、其子助貞に太郎、承久亂戦死と注したるに合へば、三郎太郎は助基が子助員なる事明かなり)又頼意が孫に光基あり、系圖に依れば、多賀谷二郎と注せり。多賀谷は後世田ヶ谷に作り、内田ヶ谷、外田ヶ谷の二村に分れ、俱に道地の隣村なれば、道地より分家して、此處に住み付けるなり。此氏人も吾妻鏡に見えて、建久元年十一月先陣の隨兵に、多賀谷小三郎あり、曆仁元年二月の隨兵に、多賀谷太郎、兵衛尉、多賀谷右衛門尉、二人あり。(太郎兵衛尉は島津家本仁治二年十二月四日に、掘^二多磨河^一、堰^二上其流^一、出^二武藏野^一、可^レ開^ニ水田之事^一、施行既訖、柏間左衛門尉、多賀谷兵衛尉恒富兵衛尉等爲^ニ奉行^一、今日所^レ下^ニ向彼國^一也と見ゆる多賀谷兵衛尉なる)

べし、さらば武邊一遍のみの人ならぬがなれど、惜い哉其名を失ひ、系圖にも兵衛尉と注したる人なし。又建長三年正月の射手に、多賀谷彌三郎重茂と云ふ人あり、此人優れたる手利きと思はれて吾妻鏡には屢々見えたれど、系圖に此人を逸す。(但康元々年正月の文には、景茂とあり、されど前後皆重茂とあれば、景茂は誤寫なるべし)後世郡内には、此氏一向聞えねど、結城の家老に多賀谷修理、亮あり、聞えたる家なり。かく野興黨の人を、萱間鬼窪二氏は、崎西郡の中部にあり、道智多賀谷二氏は、北東部にあり、俱に榮えつる中に、經長が子孫は、最繁昌にて、中部より稍南に寄り、岩槻を中心として、其南北に生ひ廣がり、遠くは郡の南界なる八條大相模にも波及せり、今其系圖を擧げて、其分布の布の狀を示さん。



經

史學



第三卷
第一號
(充四)

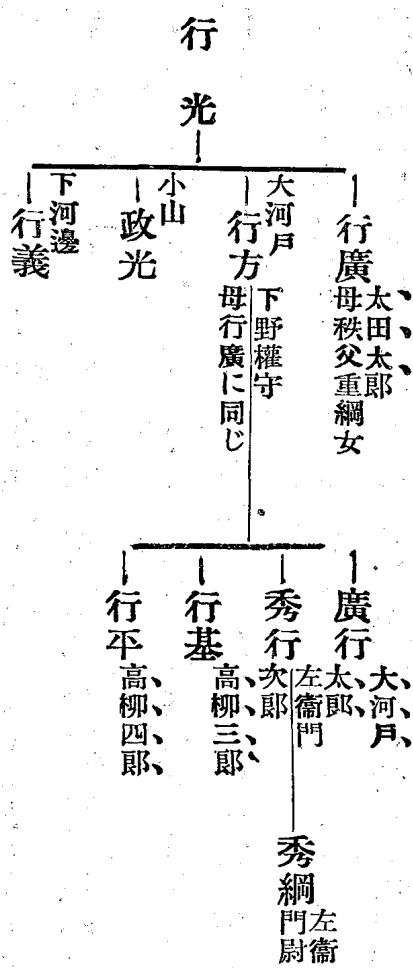
南鬼窪は別にさる名の村ありしには非ず、同族同處に住み着ける故、後に住み看けるが、前の鬼窪氏に分くる爲、南の一宇を加へたるのみ。されば其の曾孫に白岡禪師、澄意といふ僧もあり、澄意は白岡に住み、鬼窪八幡の別當たりしなるべく、鬼窪八幡は白岡村に在り、頗る古社なれば、賴朝時代に鶴ヶ岡八幡を、鬼窪某の勧請したりと云ひ傳へらるゝも、強ち妄傳とも思はれず、此行親などの爲し事ならん。行親は吾妻鏡にも見えて、文治元年三月十四日に、南鬼窪小四郎行親爲使節、

下二向鎮西、被遣御書於參州とありて、此系圖に符合せり。此族大抵岩槻附近に群居せるに、此家いざゝか離れて鬼窪に住せり。濵江は族中の總領なるべし、金重^{カネシゲ}、箕勾^{シワ}、柏崎^{カシハサキ}等、皆濵江郷に在りて。岩槻を取巻けり。濵江氏は系圖以外、吾妻鏡康元々年六月二日に、濵江太郎兵衛尉見ゆ、後世衰へて鑄物師となりて、又其方にも有名なり。前に舉げたる實ヶ谷久伊豆の鰐口にも、大工濱江滿五郎、應仁二年十一月九日と銘し、又新方庄長宮村香取社の鰐口にも、文明六年甲午卯月十五日、旦那九郎家吉、大工濱江住泰次と銘せる類皆是なり。されど全く鑄工となり果てたるには非ず、昔の鑄工などは皆相應の家なりしなり。されば相州兵亂記^{權現山合 戦の條}に、管領よりも加勢には、成田下總守、濱江孫太郎、藤田虎壽丸、大石源右衛門云々などあり。是永正七年七月の事なれば、足利の末期まで、猶武士なりしと知られたり。箕勾は後世箕輪に作り、岩槻の西南に在り、濵江郷の名滅

びて後は、此邊多く箕輪郷と稱す。此氏人、吾妻鏡仁治二年正月十七日に、今日箕勾太郎師政モリマサ去承久三年勳功賞、拜モジ領武藏國多磨郡荒野、是父右近大夫政高マツタケ加故匠作シテ時陣、於モリ勢多橋、抽モリ軍忠訖、仍連々雖モレ申モリ其賞、依モレ無モリ其地モリ延引、而今彼所可モレ被モリ開モリ水田モリ之間、兼所モリ有モリ御計モリ也と見ゆ。さらば箕勾右近大夫政高といふ者、承久の後に、北條時房に從ひ、勢多の橋にて高名を顯はしたるにて、

師政は其子を知らるれど、系圖に此人父子の名を漏したれば、同じ族人ながら、爲經が後とも、基泰が裔とも知られず、惜しむべし。柏崎金重野崎其外の氏人は、吾妻鏡にも見えず、大方世に知られねば、さしも榮えし家にはあるべからず。唯此支族に又大河戸に入りて、地頭となり、やがて其邊に住み着ける者あり、吾妻鏡建暦三年五月十七日に、先次郎左衛門尉政宣所領武藏國大河戸御厨内八條郷、賜モジ式部大夫重清、但地頭濵江五郎光衡者、如モレ本所モレ可モリ安堵モリ之由、所モレ被モリ仰下モリ也、とある光衡は系圖に見ゆる光平と同訓なれば、恐らく同人にて、濵江五郎光衡即ち八條五郎光平と覺えたり。又能高に大相模と注したるも、亦八條領の内にて、同領の東方、西方、三田方三ヶ村を合せて、今も大相模と稱せり。されば此支族は今の越ヶ谷町の以南に住みしなり。かく此族は岩槻を中心とし、其南北に分れ住みたりと見ゆるに、獨り弘經が下に又高柳と注したるを見れば、此人一人のみは、同族頼意が子孫と俱に郡の東北に分れ住みたりしか。又かく野與黨は、郡の中央より南に掛けて生ひ

廣がり、他族の其間に入雜りて住むべき隙もあるまじげなるに、思ひの外にも、其邊に入り雜りて、更に立ち後れぬ一家あり、其は秀郷流の大河戸氏にて、此族崎東の太田氏より分れて、崎西の大河戸に入り、又分れて高柳にも住めり。是等より推して考るに、滝江氏と大河戸氏とは、姻戚など云ふ間柄にて、相親しく相睦みて、更に確執などの氣も起らざりしにやあらん。さて今大河戸族の分布をも知るべき爲に、秀郷流系圖_{結城}を擧げて、對照の便に供せん。



此系圖は結城系圖にも見ゆれど、其はいよゝか誤れる處無きにもあらぬに、此圖は簡単ながら反て誤なし（結城系圖の全文は、前に鷲宮國寶考に之を引きたれば、就て見るべし。其れも大體は宜しけれど、微細に涉れば誤無しと謂ふ可からず、秩父重綱を秋田重綱と書き、廣行の下に清久太郎と

注せるが如き、皆誤なるのみならず、行元行基は同訓にて、同人の異文なるに、之を兩人として挙げなどしたれど、此圖にはさる誤なし。但毛を吹き疵を求むれば、此圖も行方の下に下野權守と注したるは、下總權守の誤なり、若し秀行の下に清久次郎(號三高柳)（是に據れば大河戸氏の三郎四郎を、高柳三郎高柳四郎と云へり。されば此兩人は弘繼が住みたる高柳に俱に住みたるなり。

若くは此兩人が母は弘繼が女などにて、母方に付て住み付きたるにはあらざりしか。此は推當てなれど、更に推當てならで、此氏人が母方の縁に引かれて、罪を得たる事こそありけれ。其は源頼朝に大河戸行方が弓を引きたる一事にて、行方が母は秩父司庄重綱が女なり、重綱は畠山重忠が曾祖父なり、されば重忠其父能重、叔父有重が、京に在番中の事とて、源家重代の家人たりしにも拘はらず、大庭景親に催されて、頼朝に向ひて矢聲を合せたるに、行方も其れに引れて一味したれば、やがて頼朝の勘氣を受け、伊豆の蛭島に流されたり。されば其子廣行等四人の首も、世に立出難かりしを、廣行は三浦大介義明が婿なりしかば、義澄姉妹の夫とて（三浦系圖義澄の女に、大河戸太郎妻と云へるは誤なり）之を預かり、好き折を計らひ、頼朝に申宥め、此兄弟四人の罪を赦されたる事、吾妻鏡養和元年二月十八日に見えて、大河戸太郎廣行、同弟次郎秀行(號三清久)、同三郎行元(號三高柳)、同四郎行平(號三葛濱)以上四人、日來蒙御氣色、今日有免許、廣行者爲三浦介義明之婿、就其好、義澄預守

護之間、具參之、武衛於簾中覽畢、見其面皆備勇士之相之間、及御感云々、彼等父下總權守重行者、依下屬平家之咎、去年配流伊豆國蛭島、適有厚免、被召還之處、於路次、痢病發動、遂亡卒云々とあり（重行は行方の更名にて、結城系圖行方に又重行と注し、佐野松田系圖にも改「名重行」と注せり）頼朝は己が兄弟にこそ深刻寡恩の人なりしかど、さすがに將に將たる器にて、下を御するに法ありて、重忠にも廣行兄弟にも、既往は咎めず、舊惡を忘れて、寛大に取扱ひしかば、皆其恩に感じてや、重忠廣行等も一心無く、奉公の念を堅くし、忠勤を抽でし故からにやあらん、大河戸太郎の名は、吾妻鏡にも屢見え、建久元年上洛の隨兵には、太郎を始として次郎三郎四郎皆加はれり。さて太郎は、此三浦義澄が其罪を取倣し、頼朝が勘氣の赦りたるを、殊に喜びたりけん、やがて義澄が子重澄を養子としたりと覺しく、正治二年閏二月八日の射手六十人の内に、大河戸太郎重澄あり。三浦系圖義澄が次男重澄の下に、號「大河戸」と注したる是なり。此外大河戸氏は、承久役討死人の中にも、大河戸小四郎大河戸六郎あり、又安貞二年七月將軍の從駕にも、大河戸太郎兵衛尉あり、曆仁元年二月にも、先陣隨兵に大河戸民部太郎あり、後陣に大河戸民部大夫あり、民部大夫は俊義と名乗けん、寛仁二年八月の從駕に、大河戸民部大夫俊義と見ゆ、民部太郎は俊義が子と聞えたり。又正嘉二年三月の隨兵に、大河戸兵衛太郎あり、大河戸兵衛分子息とあり、

此は太郎兵衛尉が子と知らる。是等を考へ合すれば、當時大河戸氏の繁昌も推て知るべし。此大河戸は本郡の最南なるが、廣行の弟等三人は、此地より更に分れて、郡の中南部なる地方に住し、次郎秀行は騎西領の清久に居りて、清久氏となれり。清久は騎西郡なれども、崎東郡界にありて、鷲宮を去る事僅に半里、上下二村に分れたる其上清久の鎮守長宮社の相殿に、久伊豆鷲宮兩社を合祀せるも故あるべし、士人の傳には、昔清久太郎清久次郎兄弟二人あり、下清久は太郎の領、上清久は次郎の領にて、上清久に白旗社あり、下清久に赤旗社あり、兄弟兩人仲悪しく、赤旗白旗の爭あり、今太郎の城跡は知られぬど、次郎の城跡は白旗社の邊にありなど云へど、此太郎次郎は廣行秀行が事にはあるべからず。(結城系圖に廣行に清久太郎と注したれど誤にて、吾妻鏡には秀行にのみ號「清久」と注せり、又此兩人の仲惡しかりし事も聞えず、恐らく赤旗白旗と云ふより、源平の争など思寄せたる誤傳なるべし。縦さる事なりとも後世子孫の上の事にて、廣行秀行が時にはあるべからず、鷲宮祠官の説に、赤旗は神明社なれど、今殆ど祭られず、白旗は雷電社にて、今に現存せり、此白旗社の邊に寺あり、俗に此寺を白旗と稱せり、白旗山某寺とて、檀家無ければ、右は祈願所なるべしと云へり。或は清久氏の香火院か)此家も吾妻鏡に屢見え、承久三年討敵人々の中に、清久左衛門、尉人ニであるは、即ち系圖秀行が子秀綱に當れり。又同年八月二日に、大監物光行者、清久五郎行

盛相_ニ具之_ニ下向とある行盛は、やがて秀綱が弟なるべけれど、系圖には洩れて傳はらず。又建長三年正月の後陣の隨兵に、清久彌二郎、秀胤あり、同五年八月卅日下河邊庄堤築固の奉行人にも清久彌次郎保行あり（同時に清久彌二郎兩人ありて、秀胤保行と各別に名乗れるは、如何あるべき、結城系圖秀綱の子に、秀胤_郎_{孫三}とあり、當れるに似たり）此家も鎌倉時代には榮えしげにて、足利の初期、北條時行の所謂る中先代の亂にも、清久山城守と云ひし人之に同心したる事見え、人常樂記（元久二年七月）にも清久彈正忠他界栗飯原入と見ゆ（栗飯原氏と清久氏とは、同族ならねば、此は想ふに養子なるべし）尙此後にも時々見えたれど、要するに足利以後には衰へたるなり、今清久村には傳説の外、何の殘れる者なし。かくて三郎四郎の名乗れる高柳の地は、清久より又一里ばかり北にて、是も上下二村に分れ、下高柳は太田庄、上高柳は山根庄葛濱郷と稱す。されば行元は下高柳に住み、行平は上高柳に住みたりけん。（諸系圖に葛濱を多く誤りて葛瀬に作り、唯佐野松田系圖にのみ行平に、葛濱四郎と注せり、此は誤らず、吾妻鏡の注にも、中古郷名の事實にも符合せり）吾妻鏡（元久二年六月二十三日）に、西魁、鎌倉中又騒動、是三浦六兵衛尉重廻思慮、於繼師谷口謀兮討榛谷四郎重朝、云々、稻毛入道爲大河戸三郎被誅云々、今度合戰之起、偏在彼重成法師之謀曲云々とある、大河戸三郎は、即ち高柳三郎行元なり（千葉上總系圖に、重成爲大河戸太郎被誅とあるは非なり）

今度合戦とは、畠山重忠誅伐にて、重忠を謀りて殺したるは、稻毛入道が奸策より起れりとて、三浦義村等義憤を起して發向せしに、大河戸氏は三浦氏に恩義あれば、之に加担して、稻毛入道を誅したるなり。此氏人、吾妻鏡建長三年正月後陣の隨兵に高柳四郎三郎行忠見ゆ、此人若し高柳四郎行平が三男ならば、至極の老兵なるべし。文永二年五月廿三日に高柳彌次郎幹盛與ニ縫殿頭文元、就ニ所領ニ有ニ相論事ニあるは、行元行平何れの子孫なるを知らず、唯建長二年造閑院雜掌注文に、裏築地一本、葛濱左衛門尉であるのみは、葛濱四郎行平が子孫なること疑無し。以上述べし所は野與黨及び大河戸氏族の分布地域にして、此間に他の氏族無く、又此二族は此地域以北以西に蔓延せず。

然らば崎西郡内の高柳道地田ヶ谷より西北には、絶て武士無きか。曰く否々。是より西北氏族益多けれど、唯諸姓雜處して、一二大族を以て之を統べず、想ふに其内の豪傑、衆に推されて之を指導統御せしなるべし。所謂る私の黨の旗頭とは、之を謂へるに非ざるか。私の黨の、七黨の外に在りて、別に一旗幟を建つる者は、正に此處に在るべし（世に私の黨をも七黨の内に數ふる者あり、されど小野姓の横山、猪俣、平姓の村山、野與、有道姓の兒玉、丹治姓の丹、日奉姓の西、之を合稱して七黨といひ、其内に私の黨を雜へず、七黨盡く同姓を以て集り、諸處に割據せるに、私の黨

には曾て特に某姓と云ひしを聞かず、是私の黨は同郡人相集りて黨を爲せる者にして、他の七黨と同からざる所なるべし)私の黨は崎西郡人相集りて黨を爲せるが故に、崎西の黨といひ、一家一姓の專稱に非す。されば野興黨大河戸族の類と異なり、是等大種族の外、同郡諸小族の團結にして、別に諸人の心服せる一人を推して旗頭とせるならん。抑當時崎西郡に野興黨大河戸氏の外、何如なる家がありし。今一々に之を舉ぐれば崎西郡北部の著姓、河原村の河原氏は、太郎高直、次郎忠家兄弟の、自から私市黨の名乗を揚げたるにて、私の黨の一人たる事隠れ無し(但氏姓は知り難し、私市系圖には私市の氏人として、有直、河原高直_{河原}太郎次郎河原あれど、吾妻鏡元暦元年の明文に違ひたれば、兄弟の名すら信ず可らず、系譜固より據り難し)此太郎次郎の外、吾妻鏡文治元年十月四日には、尙河原三郎あり、太郎次郎が弟なるべし、更に承久役手負の内にも河原次郎あるは、忠家にはあらで、別に一人なり。此外箱田村に箱田氏あり、中條村に中條氏あり、保元物語保元元年七月義朝從兵の内に、武藏には豊島四郎、中條新五、新六、成田太郎、箱田次郎と見ゆ(中條成田箱田皆崎西郡北部の地名なれば、此中條も崎西黨の在名なるべし、而るに横山黨の族人にも、中條法橋義勝房成尋といふ人あり其子を中條藤次家長と云へり、横山黨は小野姓なれば、藤次と云ふ可らざるに、然いへるを見れば、成尋が中條と稱するは、若しは崎西の中條に縁故あるか、崎西には藤氏の族多し、されば何等歟の

故無しとも定め難し）吾妻鏡文治元年十月隨兵に、菅田太郎あり、菅田は即ち箱田なり。又忍に忍氏あり、行田に行田氏あり、忍氏は建久元年十一月の隨兵に、忍三郎同五郎あり、建長二年三月に忍入道あり。又建久六年三月の隨兵に、鴎三郎あり、承久役の手負に、鴎四郎太郎あり、忍鴎同讀通用にて鴎三郎は即ち忍三郎なるべし、行田氏は、承久役の手負に、行田兵衛尉あり、後世の者なれど、房總治亂記本多忠臣の臣にも、行田森右衛門といふ人見えたり、河原中條忍行田箱田等の地は、崎西郡の北部にして、皆後世は忍領に屬せり。是崎西北部の武士なり。又騎西領戸崎村は、高柳道地田ヶ谷の渚村に挿まれり、戸崎氏此に居て野與大河戸二族の間に在り、吾妻鏡元暦元年三月十八日に、下河邊庄司行平、同四郎政義、新田四郎忠常、愛甲三郎季隆、戸崎右馬允國延等、可レ爲御前之射手一由被定とあり、然らば戸崎國延も然るべき弓取なり、されど其後聞えたる者も出來ぬは、大族ならぬ故なるべし。笠原は崎西の西邊に在りて、足立郡に隣接す、此地に笠原氏あり、吾妻鏡建久元年十一月將軍上洛先陣の隨兵に、笠原高六あり、又六年三月笠原六郎、笠原十郎あり、又正治二年二月從鴎の衆に、笠原十郎左衛門尉親景あり、高六は即ち六郎にて、十郎は親景なるべし（高六の高は、笠原氏の姓にて、高階氏又は高橋氏などか、六郎名を親久と云ひしなるべし、淺羽本北條系圖時政の從兄弟時定の女子に笠原親久妻と注せり、時定は建久四年正月廿四日卒、四十二とあれば、年代も合ひ、六郎親久、十郎

親景兄弟の名としても相應せり)此家少し成り出づべかりしかど、親景比企能員が婿たりしかば、建仁三年九月能員が亂に與みして、俱に誅伐せられ、其後遂に衰へたり、後世小田原北條氏の家臣に、笠原能登守といへる者あり、或は此苗裔ならん。凡そ此諸家皆崎西郡西北部の武士なれど、多くは其種姓を知らず、固より一祖の子孫とも思はれず、又甚大なる家なし。されば一族黨を爲す事能はず、又他族を統轄する方ありとも思はれず、唯同郡の故に、相集りて助け合ひ、他郡の人又は他黨に當りたる者なるべし、さて其旗頭には、衆の信服する剛の者を選びて推立てたことならん、是ぞ熊谷直實が私の黨の旗頭と云はるゝ所以なるべき、直實他郡の人ながら崎西の黨の旗頭となれるは、一往奇異なる様にもあれど、亦一面に其故無きに非ず、直實二歳にして父を失ひ、幼きより姨夫久下直光に依れり、久下氏は蓋崎西郡の久下より出でたる者なり(久下直光は直實と境界論の後やがて丹波に移されたり、されば後世丹波に久下氏あり、丹波志に其家系を詭て云ふ、兼光流の藤氏にして、小山政光が弟なりと、小山政光が弟なりなど云ひしこそ誤なれ、兼光流の藤原氏と云へるは、事實なるべし。崎西の久下は、加須禮羽馬内など、秀郷の孫たる千方を祀れる村々と接續し、今は加須町に入れり、されば久下氏も其一流にて、崎東の太田氏と同祖なるべく、久下村は今に至りて、鷺宮を鎮守とす、此は久下氏の氏神として祀りし名殘なるべし。かの熊谷直實の遺跡に、鷺

宮の小祠あり、之を熊谷の氏神、私の黨の祖神と誤傳せらるゝも、其故からにて、誠は久下氏の氏神にして、直實幼少の時より、久下氏のかからうどたりし時より崇敬の社にて、之を祀りしなるべし。而るに是等の事跡をも考へず、私市系圖などに、久下氏も、河原氏も、何等緣故ありとも知られぬ孝德天皇の有馬皇子の末葉たる但馬國の日下部氏と混同して傳へらるるは、心得ぬ事共なり)されば後に大里郡に移りて、崎西郡には居らねど、猶久下氏は崎西の黨の一人にて、其家に生ひ立ちし直實、日本一の剛の者と云はるゝ人なれば、やがて黨中の人々に推されて旗頭とはなりたりけん是に依りて又私の黨といふ者は、一族の集團ならで、同郡人又は同郡出身人に依りて團結せられし者なる事を推し知るべし。

かくて崎西の剛の者は、是にて盡きたるかといふに、それ將に然らず。崎西に尙一家あり、成田村の成田氏にて、保元の義朝の從兵たりし成田太郎其人の家なり。此家は同藤原ながら、秀郷流には非ず、幡羅郡より起りて崎西に入りたれば、崎西には居れど、私の黨に非ず、一族多く幡羅郡にありて、別府、奈良、玉井の諸村に蔓延し、成田氏と合せて、之を四家と稱し、別に北武藏の他姓と聯盟し、合せて北一揆と號せらるゝされば私の黨と接觸すれども、私の黨に混せず、私の黨は漸次に衰へたれども、成田氏は益盛に、遂に崎西の北部を統一し、忍行田河原箱田諸氏皆成田に

併せられ、後世移りて忍城に入る、所謂る忍領は此成田氏の領分なり。成田系圖に依れば、保元の成田太郎は名を助廣と云ひ、父は助高にて、兄弟四人分れて四所に居り、四家の祖たり、此氏人の吾妻鏡に見ゆるは、建久元年十一月の將軍隨兵に成田七郎あり、文治五年奥州征伐の從駕に、成田七郎助綱五郎、壽永二年義經從軍とあると同人なるべく、系圖には助綱四郎立嫡子とあれど、七郎とある方正しかるべし。又承久役討レ敵人々の内に、成田五郎人、同藤次一、同打死の内に、成田兵衛尉同五郎、太郎あり、五郎は系圖に助忠五郎、壽永二年義經從軍とある人なるべく、五郎太郎は其子道忠にて、系圖にも太郎、承久三年宇治川戦死と注せり。兵衛尉は、系圖助綱の子泰資に、承久三年宇治川戦死と注したれば、兵衛尉とは見えねど、恐らく此人なるべし。果して然らば五郎太郎と、從兄弟同志同時に打死せるなり藤次は未詳なれど、助綱の弟白太郎の子に此名あり、右馬丸と注す、或は是歟。又承久物語馬領筏を組みて渡しける人々とある中に、なりたの兵衛、なりたの二郎二人あり、此兵衛は助任と云ひ、二郎は其次男助貞なるべく、此父子は族人の打死せる中に、巧に馬筏を組みて川を渡りたる人なるべし。此外吾妻鏡建長二年造閑院雜掌注文に、成田入道跡と見ゆるがあり、年代を考ふるに、系圖の資泰が子忠綱の時にあたるべし。此家は足利時代を通して常に忍城に在り、其中世御所方管領の合戦に。古河御所に心を寄せて、管領方に對抗し、和睦の後は上杉氏に屬せしが、長康上杉謙信の無

禮を憤り、城門を閉ぢて楯突きしかば、謙信の爲に攻められぬ、されど容易に屈せず、これより小田原北條氏に屬す。助廣以來前後四百餘年、崎西に於ては名譽の家なり。

かく崎西の方は、實に濟々たる多士とも謂つべく、所によりては一村に殆と一武士と云はんばかりなりしに、顧て崎東の方はと見るに、此は其も何如に、手に鍔鎌を把りて、田に立つ男の子は有り餘るばかり多けれど、弓矢手^{タバサ}挟み物の用に立つべき者は、一人も見當らず、さすが庄司は太田權守と云はれし名門の果なれば、弓が物言ふ武門武士の世の中に、地頭が威勢に氣壓^{ケオ}されて、力競べのなるべきかは。さてこそ次第に衰へ行き、いつしか世にも忘られて、庄司が末を知る者とては無かりけれ（前に鷺宮國寶考中に、太田氏の末を説きて、一步踏み出して崎西にや入りけんと云ひ置きしは、餘りの有らま欲しさに云へるのみにて、其實岩槻の太田氏は、秀郷流に何等の關係無く道灌は源六郎と稱し、子孫皆此稱を襲ひたれば、源氏なる事疑無く、梅花無盡藏の靜勝軒詩序に、太田左金吾公道灌、厥先迺丹陽人、而五六葉之祖始家^{ニ相州}也と云ひ、源三位賴政の末にて、多田系圖賴政の孫廣綱に、駿河守、後出家遁世、丹州太田元祖とある是なり、さては此太田氏もそれならず、之を取逃がしては墓々しき太田氏も無かるべし。其後瀬田問答を見るに、太田の名字出所、むさしの國多磨郡小郷こひがくぼより出る侍なり、姓は藤原朝臣と家傳書に申傳へ申候、戀が窪と

申候は何れに御座候哉とあり、此は太田覃南畝、所謂る蜀山人が眞顔になりて、幕府の祐筆瀬名貞雄に向て問へるなり。さては蜀山人の太田は、武藏の武士にて藏原姓なれば、何とやらん秀郷流の太田氏なりげなり、又南向茶話追考に、享保十七年十一月鑄造の雜司ヶ谷鬼子母神の鐘の銘の欵を載せて、江戸神田鍋町鑄物師太田駿河守久兵衛藤原正義とあり、此も武藏の人なるべく、太田氏にて藤原流なり、恐らく太田南畝と其祖先を同くせるならん。野與黨瀬江氏の鑄工となれる例なれば、秀郷流の太田氏とて、鑄工となるまじきに非す、兎角秀郷流の太田氏には、然るべき家の絶えたる事推して知るべし）かくも崎東崎西には、地方の情況相違ありて、人の氣風も一様ならず。されば足利の中世以後、戰亂の菴となりて、崎西の方には、南に岩槻城あり、北に忍城あり、其中間に菖蒲城、山根城ありしかど、崎東には弓矢引く可き武士も住まねば、楯籠るべき城一つある事無く、後には最北に羽生城出來しかど、それすら數ふるに足らぬ小城なり。是時岩槻領以南は管領方菖蒲領以北は御所方にて、太田庄は大方御所方に屬し、御所方の一色氏田宮城に在りて（田宮は今北葛飾郡幸手町）利根川一つを中に置て相對し、又郡内河邊領といへるは古河御所の直轄にて、（古河城は下河邊の城なり、故に古河領を河邊領といふ）成氏自から太田庄に出馬せし事も屢々あり、（久喜町甘棠院は、古河公方政氏隱居の地にて、舊高百石の朱印あり、現に政氏の墓を存す）か

る故からにて、此邊御所方なる山根城の所轄たる所多く、崎東の鷲宮一帶の地まで、其支配に歸して、騎西領と稱せらる。かゝる世の有様なれば、崎東崎西の郡界も自から消え行きて、名目さへ傳ふる者無きに至れるなり。

附言 今の町村名は、町村制施行以後の名稱にて、當時分合多くして、其名稱古と大に變れり、されば今の名稱は古を知るに便ならず、故に此考は専ら武藏風土記稿所載の名稱に依れり、讀者の此意を諒せられん事を望む、

大正十二年六月

中島竦